

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月の付加保険料を含む国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しているが、日本年金機構からは、申立期間は免除期間のため、国民年金保険料は還付されている旨の回答があった。

しかし、還付通知書は届いていないし、還付金を受け取った記憶もないので、還付とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成元年度国民年金保険料納付通知書兼領収書から、申立人は申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を平成元年6月に納付したことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は還付の決定がなされ、平成元年9月に支払通知書が発行された記録となっている。しかしながら、申立人が居住する市（申立期間当時は、町）の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料が納付された記録はあるが、還付された記録は無い上、申立期間当時の同市の国民年金担当者は、保険料の還付が決定された場合は、同名簿に還付に係る記録を記載していたと証言しており、関係行政機関の記録が相違していることを踏まえると、事務処理に何らかの過誤があったものと考えられる。

また、年金事務センターは、郵便局を除く金融機関に預金口座を開設している被保険者には、口座振込による還付金の受取を勧めていたと思われ、配偶者の預金口座に夫婦の還付金を一緒に振り込むことも可能であった旨回答しているところ、申立人と同様に申立期間の保険料が還付されたオンライン記録となっているその夫は、申立人が夫婦に係る申立期間の保険料を納付（過誤納）した金融機関において、当時から預金口座を開設していたことが確認できる。このほか、同センターは、申立期間当時、還付金は申立人の自

宅付近にある金融機関において、送金による受取もできた旨回答していることを踏まえると、申立人が、自宅から遠く、平成20年より前には訪れたこともないと主張する社会保険事務所（当時）をあえて訪れ、現金により還付金を受け取ったとするオンライン記録に不自然さは否めない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

岡山国民年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から10年11月まで
平成8年11月9日に勤務していた事業所を退職した後、自宅に送付された国民年金保険料の納付書により、毎月又は数か月ごとに、町役場の窓口において国民年金保険料を納付していたが、申立期間の国民年金保険料は未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格は「適用漏れ」を事由に平成8年11月9日を取得日とされていることが確認できる。その上、申立人には、8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないことを踏まえると、申立人は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降に8年11月9日に遡って国民年金に加入したものと推認でき、事業所を退職した後に国民年金に加入し、納付書が送付されてきていたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は申立期間後に国民年金の被保険者期間は無いところ、オンライン記録により、申立人に対し、申立期間終期（平成10年11月）の国民年金保険料の徴収権が時効により消滅する平成12年12月まで国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料に係る納付勧奨が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間を含んでおり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 913 (事案 686 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月までの期間及び同年 6 月から 44 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月まで
② 昭和 43 年 6 月から 44 年 12 月まで

母親から「国民年金保険料はちゃんと納めているからね。」と言われたことを記憶しているため、未納となっている申立期間の記録の訂正を申し立てたが認められなかった。申立期間当時同居していた妹が国民年金保険料の集金について記憶しているはずなので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない、ii) 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、iii) 申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる具体的な証言は得られないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時同居していた妹が国民年金保険料の集金について記憶しているはずであるとしているが、同人から聴取しても、申立人の世帯が何人分の国民年金保険料を納めていたかなどについて具体的に記憶しておらず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から9年4月まで

平成6年7月に勤務していた事業所を退職し、すぐに市役所において国民年金の加入手続を行った。その後、妻が自宅に送付された納付書に現金を添えて、毎月1万2,000円程度の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に銀行の窓口において納付していたにもかかわらず、申立期間は国民年金に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号について、申立人にこれが払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は平成9年9月29日に同月9日を資格取得日として国民年金の被保険者資格を新規取得したことが確認でき、申立人が所持する国民年金の記録が記載されている年金手帳における「被保険者となった日」についても同日が記載されている。これらのことを踏まえると、申立人は申立期間においては国民年金に加入しておらず、申立人に国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、平成9年1月以降については、基礎年金番号が導入されており、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

岡山国民年金 事案 915（事案 751 及び 877 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 53 年 4 月から厚生年金保険に加入した平成 13 年 4 月までの国民年金保険料は全て納付しているはずであるので申し立てたが訂正が認められず、申立期間当時に係る所得税源泉徴収簿により社会保険料の控除が確認できることから再度の申立てを行ったが認められなかった。

今回、新たな資料として、昭和 60 年分の給与所得の源泉徴収票、保険料控除申告書等を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間当時に居住する市の税務課に出向いて国民年金保険料等を納付し、年度末には未納が無いことを必ず確認していたと主張しているが、i) 同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する金銭出納帳から、申立人は申立期間①の直前の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 60 年 5 月に過年度納付していることが確認でき、ii) 市税務課は、国民年金保険料の収納を代行することはなかったと回答しているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについても、申立期間当時に係る所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額は、当時の国民年金保険料額や申立期間当時に過年度納付が確認できる申立人の納付実態を反映した金額とは符合しないとして、平成 23 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る新たな資料として昭和 60 年分の給与所得の源泉徴収票及び保険料控除申告書を提出しており、同資料に記載されてい

る社会保険料控除額は昭和 60 年の国民年金保険料額と一致している。しかしながら、同控除額は、申立人から既に提出されている昭和 60 年分の所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額とは異なっている上、上記のとおり、昭和 60 年 5 月に 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる申立人の納付実態を反映した金額とは符合していないことから、同資料により、申立期間のうち、60 年の国民年金保険料の納付があったものと推認することはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 57 年 3 月まで
20 歳から昭和 56 年 11 月に結婚するまでの期間は、実家のある町（現在は、市）において母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。結婚した時には国民年金の切替手続を自分で行い、その後の国民年金保険料は夫が納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は婚姻した昭和 56 年 11 月*日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時点では、申立期間の一部（昭和 53 年 6 月から 54 年 9 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、20 歳から婚姻までの期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を実家のある町において行ったとする申立人の母親から聴取しても、その状況（加入時期、加入場所、納付の頻度、納付金額等）についての記憶は曖昧である上、上記の町が作成している国民年金保険料納付明細書（申立期間に係る実家のある地区のもの）には申立人の両親の納付記録は有るものの、申立人の氏名は記載されていないなど、申立人の母親が実家のある町において申立人を国民年金に加入させ、保険料を納付した事情はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、婚姻（国民年金の加入手続）後の国民年金保険料の納付について、上記の国民年金被保険者名簿には「集金開始 57 年 7 月～」と記載があり、その記載は申立期間より後が納付済みとなっている申立人の記録と符合していることを踏まえると、昭和 56 年度以前（57 年 3 月以前）の国民年金保険料は集金の方法により納付されていないものと推認できる上、当該期間の保険料を納付したとする申立人の夫から聴取しても、納付状況（納付場所、納付方法、納付金額等）についての具体的な記憶はないことか

ら、申立期間のうち、婚姻後の保険料が納付されていた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。